

# 台湾における育児休業制度の利用と女性の復職

## Taking parental leave and women's return to work in Taiwan

可部繁三郎（日本経済新聞社）

Shigesaburo Kabe (Nikkei Inc.)

[skabe0727@yahoo.co.jp](mailto:skabe0727@yahoo.co.jp)

台湾では「両性工作平等法」によって 2002 年に育児休業制度が導入された。在職満 1 年以上で子どもが満 3 歳未満の場合、育児休業制度の利用が可能で、子どもが 3 歳までの 2 年以内が休業期間となる。ちなみに対象となる子どもが 2 人以上いる場合は、休業期間はその合計で、最も若い子どもの育児休業は 2 年以内である。

育休制度の導入当初は育休期間中の所得補償はなく、制度が利用できるのは従業員規模 30 人以上の企業の従業員だった。2007 年に同法が「性別工作平等法」へと修正された際、従業員 30 人以上という制限がなくなり、企業規模（従業員規模）を問わず、すべての雇用者が利用できるようになった。

また、所得補償についても 2009 年から実施されるようになり、雇用者の場合は同年の「就業保険法」の改正で育児休業前の半年間平均の保険給付基準（保険料と保険給付額を決めるための計算基準。月数を乗じて保険給付額が決まる）の 6 割分が、所得補償として支払われる。支給期間は最長 6 カ月となっている。

所得補償の導入に伴って育休制度の利用は急増している。制度利用者は 2002-2008 年度の累計で 2.7 万にとどまっていたのが、2009 年以降の所得補償支給を受けた人数をみると、2000 年には 3.4 万人となり、2015 年は 8.5 万人に達している。

本報告では、台湾の労働部（日本の厚生労働省に相当）が 2014 年から実施を始めた全国調査「育児休業調査」の 2014-2016 年のデータを使用する。この調査は層化確率サンプルによるもので、調査対象は育児休業の所得補償を受領済みであり、調査前年の 1 年間に育児休業期間が満了している台湾全域の雇用者。各調査年のサンプル数は男女合計で 2014 年は 5,525 人、2015 年は 5,549 人、2016 年は 5,614 人である。

子ども一人当たりの育休期間（2016 年）は女性が 7.3 カ月、男性は 6.0 カ月で、女性の場合は所得補償期間より 1 カ月強長い。育休取得者の同じ職場（企業）への復職は男女とも 7 割前後にのぼるが、他の職場に移る場合も 15%程度ある。

男女別の分析を行い、育休終了後の職場復帰の決定要因を探るほか、復職前後の勤務状態の変化についても考察する。なお、子ども数を変数に加えた分析では、データの制約から 2015 年と 2016 年の両年に焦点をあてる。

謝辞：政府調査資料である「育児休業調査（育嬰留職停薪就業關懷調査）」の 2014 年、2015 年、2016 年版のマイクロデータの使用を許可して頂いた中央研究院（人社中心調査専題中心）に感謝する。